



写真説明：松ヶ鼻頭首工

CONTENTS

- ◆ 理事長挨拶 … 1 頁
- ◆ 第74回通常総代会について … 2 頁
- ◆ 令和7年度予算・令和5年度決算のあらまし … 3 頁
- ◆ 令和7年度賦課金について … 4 頁
- ◆ 施設使用料、地区除外決済金 … 4 頁
- ◆ 令和7年度土地改良事業について … 5 頁
- ◆ 土地改良施設の維持管理について … 5 頁
- ◆ 借入金償還状況について … 5 頁
- ◆ 松ヶ鼻農地・水・環境保全組織からのお知らせ … 6 頁
- ◆ 土地改良区への通知義務について … 7 頁

土地改良区の状況

(令和7年4月1日現在)

- 地区面積 865ha
- 組合員数 1,085名

松ヶ鼻土地改良区

〒915-0056
福井県越前市向新保町第45号66番地
(日野川用水中央管理所内)

TEL:(0778)22-2538

FAX:(0778)24-1067

E-mail:matuga01@angel.ocn.ne.jp

ご 挨拶

松ヶ鼻土地改良区

理事長 杉本 寛重



(第74回通常総代会 理事長挨拶より抜粋)

組合員の皆様方には、平素より土地改良区の事業、維持管理に対しまして、ご理解とご協力をいただいておりますこと、心より御礼申し上げます。

昨年は例年に続き猛暑となり、水不足を懸念しておりましたが、大きな被害はなく、何とか乗り切ることができました。

今年は2月に寒波による大雪となりましたが、雪も解け、いよいよ農作業の季節を迎えることとなりました。

米価においては、世間では令和の米騒動と大騒ぎとなっておりますが、平成の米騒動を思い出しますと、平成5年に冷夏による大凶作が発生し、その年の自主流通米価格は、一俵、約2万4千円でした。実に31年ぶりの高値となりました今回は、一俵、約1万9千円と高値ではありますが、他の物価水準に比べますと、まだまだ安いと思います。

このような中、農業の憲法と云われる『食料・農業・農村基本法』の改正が、昨年6月に施行されました。

この中で、食料の価格形成において、食料の供給能力の維持を図るため、資材費、人件費等の恒常的なコスト費用が考慮されるようにしなければならないと規定されました。

今後、より適正な価格帯になることを期待したいと思います。

1870年に松ヶ鼻用水組合が創立して155年。

昭和26年に土地改良区へと組織変更し、本日で第74回目の通常総代会を開催することとなりました。

この間、パイプラインで農業用水が賄われるようになり、はや20年が経過しました。

かつてのような水不足が生じることはなくなり、水管理に要する労力の軽減を存分に発揮しているところではありますが、パイプライン施設の老朽化、機能の低下などへの対応が課題となってまいりました。

現在、農業従事者の65歳以上が占める割合は約7割になります。

農業者の高齢化、土地持ち非農家の増加は管内でも進んでおり、泥上げや草刈りなど、農業者や地域住民での共同作業で行われてきた農業インフラの保全管理などは、今後ますます難しくなっていくものと思われます。

今後一層の人口減少、高齢化が進む中、当改良区の運営体制を強化することに尽力してまいりますので、これからも皆様のご協力を賜りますことをお願いいたしまして、簡単ではありますが、ご挨拶といたします。

◇第 7 4 回通常総代会について

令和 7年 3月 26日 日野川用水中央管理所において、第 7 4 回通常総代会を現総代数 36 名中 29 名の出席を得て開催致しました。

開会にあたり、杉本寛重理事長が挨拶し、議長に越前市畑町 西山 和秀 氏が選出され、議事に入り報告 1 案件、議案 11 案件について審議、採決が行なわれ、いずれも原案のとおり可決されました。



▲議長（西山 和秀総代）

□ 議 案

- | | |
|----------|-----------------------------|
| 報告第 1 号 | 令和 6 年度 維持管理並びに事業報告について |
| 議案第 1 号 | 定款の一部改正について |
| 議案第 2 号 | 定款附属書 役員選任規程の一部改正について |
| 議案第 3 号 | 規約の一部改正について |
| 議案第 4 号 | 監査細則の一部改正について |
| 議案第 5 号 | 地区除外等処理規程の一部改正について |
| 議案第 6 号 | 令和 6 年度 一般会計収支補正予算について |
| 議案第 7 号 | 令和 7 年度 一般会計及び特別会計収支予算について |
| 議案第 8 号 | 令和 7 年度 組合費の賦課徴収期限及び賦課率について |
| 議案第 9 号 | 令和 7 年度 取扱金融機関の指定について |
| 議案第 10 号 | 令和 7 年度 積立金繰替運用について |
| 議案第 11 号 | 令和 7 年度 地区除外決済金について |



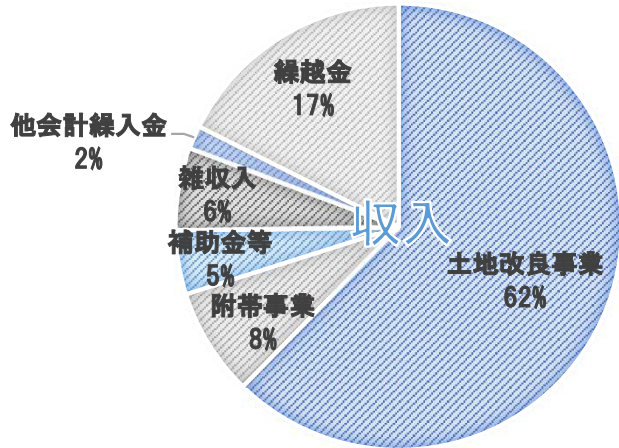
※ 議案第 10 号は、一般会計及び特別会計に資金不足が生じた場合に特別会計積立金より繰替えて資金運用するものです。



令和 7年度予算のあらまし

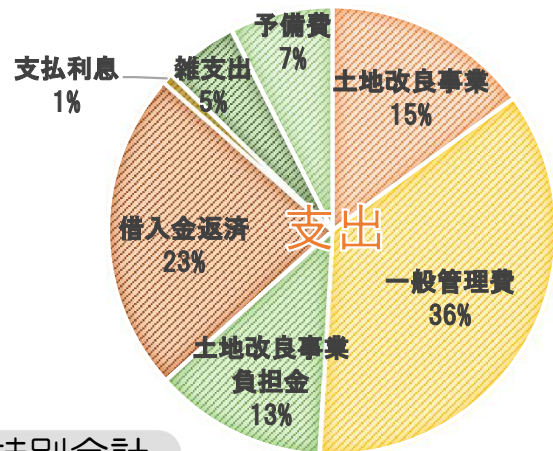
■一般会計 歳入の部

項目	予算額 (千円)
土地改良事業収入	58,343
附帯事業収入	7,320
補助金等収入	4,359
交付金収入	2
雑収入	5,581
他会計借入金借入収入	2
他会計繰入金	1,578
繰越金	16,479
合計	93,664



■一般会計 歳出の部

項目	予算額 (千円)
土地改良事業支出	14,027
一般管理費支出	33,663
土地改良事業負担金支出	11,642
借入金返済支出	21,663
支払利息	731
雑支出	5,012
他会計借入金返済支出	2
他会計繰出金	5
予備費	6,919
合計	93,664



特別会計

・農地転用決済金	373,372 千円
・維持管理特別積立金	51,501 千円
・職員退職給与積立金	20,216 千円

※土地改良事業負担金支出には、日野川用水事業負担金が含まれます。

令和 5年度決算のあらまし

■一般会計 歳入の部

項目	決算額 (円)
土地改良事業収入	72,526,000
附帯事業収入	7,942,990
補助金等収入	288,671,024
交付金収入	0
雑収入	776,515
他会計借入金借入収入	0
他会計繰入金	1,139,000
繰越金	30,840,677
合計	401,896,206

一般会計繰越額 30,083,128 円

■一般会計 歳出の部

項目	決算額 (円)
土地改良事業支出	285,659,817
一般管理費支出	29,615,213
土地改良事業負担金支出	12,481,480
借入金返済支出	36,285,766
支払利息	1,770,802
雑支出	0
他会計借入金返済支出	0
他会計繰出金	6,000,000
予備費	0
合計	371,813,078

※決算は総代会の承認を得て確定するため、令和5年度の決算を掲載しております。

令和7年度 賦課金について

一、千平方メートルあたりの賦課金額及び納期限について

第一期・・・令和7年6月2日	経常賦課金	二、二〇〇円
第二期・・・令和7年10月1日	経常賦課金かんぱい(維持)	二、三〇〇円
	特別賦課金かんぱい(特別)	一、二〇〇円
第三期・・・令和7年12月1日	特別賦課金 南部地区	三〇〇円
	松ヶ鼻東部地区	一、二〇〇円
	松ヶ鼻西部地区	三、〇〇〇円

二、口座振替制度のご利用について

口座振替をご希望される方は、事務局までご連絡ください。取扱金融機関は、次のとおりです。

- ・越前たけふ農業協同組合
- ・福井県農業協同組合

口座振替により納入された賦課金については領収書を発行致しませんが、ご都合により領収書をご入用の方は、事務局までお申し出ください。

【賦課金を現金で納付される場合】

賦課金は、各種金融機関の窓口やATM（現金自動預入払出機）にてご納入できますが、振込手数料が必要となる場合がございます。

その際の**振込手数料はご本人様負担**となります。振込手数料は、各種金融機関にご確認下さいますようお願い申し上げます。

施設使用料について

一、土地改良施設の他目的使用料

(用排水路の場合)

- 橋梁 一mあたり 一、〇〇〇円
- 排水放流(一般住宅) 一件あたり二〇、〇〇〇円

※尚、組合員以外の場合は別料金となります。

(農道使用の場合)

- 農道一mあたり一〇〇〇円
- その他、別途協議

令和7年度地区除外(農地転用) 決済金について

地区名	決済金 (m ² あたり)	対象区域
かんぱい	401円	管内全域
南部	3円	庄田町・平林町・西谷町
松ヶ鼻東部	359円	北新庄地区・下新庄町
松ヶ鼻西部	363円	北日野地区・国高地区

◆令和 7 年度土地改良事業について◆

□継続事業 ———— 経営安定対策基盤整備緊急支援事業

- 〔・松ヶ鼻東部地区
- 〔・松ヶ鼻西部地区

本事業は、担い手農家への更なる農地集積と受益者負担金の軽減を目的に平成 21 年度に創設され、当改良区においても二地区が実施中です。現行では、令和 2 年度までの実施期間でしたが、農産物価格の低迷や農業者の高齢化等により、土地改良事業等の農家負担金の計画的な償還が困難な地域が生じていることから、実施期間が 5 年間(令和 7 年度まで)延長されました。

事業要件 (一定の農地利用集積率の向上) を満たした場合、土地改良事業等の農家負担金の利子助成がされますので、今後、更なる担い手等への農地利用集積の推進にご協力をお願い致します。

◆土地改良施設の維持管理について◆

土地改良施設（水路、パイプライン施設）については、定期的な巡回や施設点検を実施しておりますが、下記の事象を発見した時は、速やかに当改良区までご連絡下さい。

〔パイプライン・吐出しバルブ・空気弁・仕切弁〕

- ① パイプライン漏水 ⇒ 舗装道路面が濡れている、舗装が浮いている等
- ② 空気弁マンホールから漏水している場合
- ③ 水路横断管上の空気弁からの漏水、損傷等

〔給水栓〕

- ① ハンドルが損傷している場合
- ② 開閉動作時に不具合がある場合
- ③ 農作業時、誤って給水栓を損傷した場合

※この場合の補修に係る経費は、
原因者負担となります。



▲パイプラインの漏水事例



▲空気弁マンホールからの漏水事例

◆借入金償還状況について◆

土地改良事業に関わる借入金残金は、下記の表（令和 7 年 4 月 1 日現在）のとおりです。借入先は、全て日本政策金融公庫です。

単位:円

負担区分	借入金残金 (a)	償還補助金等 (b)	計 (a)-(b)	完済年度
かんばい	6,925,977	319,000	6,606,977	令和14年度
南部	1,828,570	0	1,828,570	令和16年度
松ヶ鼻東部	8,309,067	120,000	8,189,067	令和 9年度
松ヶ鼻西部	34,689,090	540,000	34,149,090	令和 9年度
計	51,752,704	979,000	50,773,704	

◆令和 7 年度 配水計画について◆

利水調整規程第9条に基づき、令和 7 年度配水計画(令和 7 年 3 月 1 2 日理事会議決)の詳細を松ヶ鼻土地改良区事務所内にて掲示しております。

松ヶ鼻農地・水・環境保全組織からのお知らせ

『多面的機能支払交付金』事業 活動事例をご紹介します！

本年度で、19年目に入ります。

皆様のご協力により、持続的な保全体制の構築と維持管理・保全活動が継続されていることを深く感謝申し上げます。今後もこれまで同様、制度を有効に活用し、農地・農業用水等の資源の保全管理と農村環境の保全向上を図るため、皆様のより一層のご協力をお願いいたします。

■ 農地維持活動

計画策定



機能診断



草刈り



泥上げ



■ 農村環境保全活動

遊休農地発生防止の
為の保全管理



学校教育と連携した
生き物調査



景観形成のための
施設への植栽



■ 多面的機能の 増進を図る活動

防災・減災力の強化



■ 資源向上(共同)

水路の補修



農道の軽微な補修



鳥獣害防護柵の補修等



きめ細やかな雑草対策



日 当 ・ 借 上 げ 費 一 覧 表

日当	1時間	1,000円	軽トラック	1台	3,000円	タイヤショベル	1台	5,000円
草刈り機	1台	1,000円	トラクター	1台	4,000円	ダンプトラック(2t~)	1台	5,000円
チェーンソー	1台	1,000円	フォークリフト	1台	4,000円	ユンボ	1台	10,000円



◇◇◇土地改良区への通知義務について◇◇◇

忘れていませんか？ こんな時は土地改良区へ届けましょう

【組合員の資格変更】

公共機関（市町、農業委員会、法務局等）及び農協等の手続きだけでは、土地改良区の組合員名簿及び土地台帳等は変更できません。賦課の基準は毎年4月1日現在の土地改良区の台帳に記載されている事項を対象に賦課しておりますので、移動などがありましたら、速やかに届出ください。

1. 所有権や耕作権の移動（売買、賃借権、交換）
2. 死亡又は生前贈与等の名義変更
3. 農業者年金受給のため経営移譲
4. 住所等の変更
5. 賦課金の口座振替関係の変更

【農地転用】（公共事業等（道路改修等）で農地が買収された時も届出が必要です）

1. 農地を転用等により地区から除外する場合は、地区除外決済金を納付して頂きます。
2. 公共事業による農地買収の場合も届出が必要です。そのままにしておきますと賦課面積の変更は生じません。

【土地改良施設の他目的使用の届出】

土地改良施設(用排水路、農道等)を下記の目的等で使用する場合は、他目的使用申請書の提出が必要になります。許可を得て使用料を納付してから使用する事となります。

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| 1. 生活雑排水、合併浄化槽処理排水の放流 | 5. 広告看板の設置 |
| 2. 工場等の雑排水放流 | 6. 上下水道管、排水管等の埋設 |
| 3. 水路への蓋（橋）掛け | 7. 電柱等の設置 |
| 4. 工事に伴う水路敷や農道使用 | 8. 宅地への通用路としての農道使用 |

注意！滞納賦課金は新組合員が継承

農地の移動(売買等含む)をする場合、滞納賦課金のある農地を取得すると土地改良法第43条1項(権利義務の承継及び決済)の規定により、取得した組合員が滞納賦課金を納付しなければなりません。必ず、土地改良区で未納があるか確認してから契約するように注意して下さい。



▽上記の地区除外決済金、使用料は4ページを参照下さい。

▽年度末間近での各申請については、次年度事務手続きの関係上、2月20日までにご提出下さい。

それ以降に提出された申請等の諸手続きについては、次年度処理扱いとなりますので、予めご了承ください。